

平成 30 年 11 月 30 日

関係各位

不正競争行為差止等請求事件の判決について

株式会社フェイス  
代表取締役 根橋貴文

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、株式会社カンバス（以下、「カンバス」と略）が原告となり当社他 2 名に対し起こしていた標記訴訟について、平成 30 年 11 月 29 日、以後、当社及び当社の外注先技術者が、当社製字幕制作ソフトウェア「Babel」を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない等とする第一審判決が、東京地方裁判所民事 46 部で言渡されました。

判決の根拠とされたのは、鑑定結果に基づく類似箇所 1 ないし 3 の類似であり、判決は、被告（外注技術者）は当社ソフトウェアを開発する際、原告ソフトウェアにおける一部を使用して当社ソフトウェアを制作等し、もって、類似箇所 1 ないし 3 を当社に対して開示し、また、当社においてそれを取得して使用したと認められると認定しました。

当社は、鑑定結果から、これら類似箇所は、ソースコードの定義部分に過ぎず、また、本件ソースコード全体からすると原告ソースコード全体の 0.018%ないし 0.056%、当社ソースコードの 0.038%ないし 0.119%に過ぎないことなどから、本件ソースコード全体について当社がこれを不正取得し、不正使用したという事実はないと一貫して主張してまいりました。

この点、判決も、本件ソースコード全体については、上記のわずかな類似箇所を除けば、「原告の主張する事実によって本件ソースコード全体について被告らによる使用等があったと推認するには足りない。」とし、当社ソフトウェアの独自性を認めています。

さらに、判決は、「類似箇所 1 ないし 3 はいずれも変数定義部分等であり、ソフトウェアの動作に不可欠な有用な部分ではあるが、ソフトウェアの画面表示、インターフェースや動作といったソフトウェアの利用者に関する機能等の制御に直接的に関係する部分ではなく、また、類似箇所 1 ないし 3 の内容に照らし、それらが被告ソフトウェアに対して他のソフトウェアでは一般的とはいえない特別な動作をもたらすものであるとは認められない。」とした上で、「被告ソフトウェアの売上は、基本的には、被告ソフトウェアの不正競争行為ではない行為により作成された機能に基づく商品としての価値や被告フェイスの営業努力等によって実現されていたとするのが相当である。」とも認定しています。

それでも、類似箇所 1 ないし 3 の類似によって、上記判決となりました。

類似箇所 1 ないし 3 において類似が生じたのは客観的事実であり、当社も争うものではありませんが、これは、カンバスで、「SSTG1」を外注で開発した技術者が、その開発に際してライブラリの選択等のために独自に自らのパソコンで作成し、そのパソコンに残っていた簡易な評価プログラムに含まれる変数定義部分を当社製品の外注開発に際しても使用したのだが、その行為自体は不正競争行為には当たらないという認識であったと聞いております。

以上のような状況において、当社は、本件が不正行為や、不正競争行為に当たるものではないという認識に立っておりますので、すでに控訴を提起しており、今後当社及び当社外注技術者の潔白を求め、本件を争う所存です。

今後とも、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

本件に対するお問い合わせ先  
株式会社フェイス 渉外統括室  
電話：03-6206-6207